

三重県病院事業庁医療事故等公表基準

1 医療事故公表の意義

医療事故が発生した場合に、事故の原因とその背景を明らかにし、再発防止に取り組むことは、県立病院の重要な責務である。医療事故を公表することによって、県立病院が提供する医療及び病院運営の透明性を高め、県民からの信頼を得ることができる。また、他の医療機関に事故に関する情報の提供が行われることで、類似の事故の発生防止に寄与できるものである。

2 用語の定義

(1) ヒヤリ・ハット事例

日常診療の場で、患者に医療又は管理を行う上で、「ヒヤリ・ハット」した経験を有する事例で、(2)の医療事故に至らなかったものをいう。

(2) 医療事故

この公表基準に規定する「医療事故」とは、患者が本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものではなく、医療においてその目的に反して生じた有害な事象を指す。医療事故には、医療内容に問題があって起きたもの（過失による医療事故：医療過誤）と医療内容に問題がないにもかかわらず起きたもの（過失のない医療事故）とがある。

3 医療事故等のレベル

ヒヤリ・ハット事例及び医療事故により患者に与えた影響度に応じ、そのレベルを別表のとおり設定する。

4 公表基準

庁長は、次のいずれかに該当する医療事故が発生した場合、これを公表する。

(1) 別表レベル4 b又は5に相当する過失のある医療事故は、個別に公表する。

(2) 別表レベル3 b又は4 aに相当する過失のある医療事故は、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを公表する。

5 患者及びその家族等への配慮

(1) 公表にあたっては、事前に患者及びその家族等に十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。

(2) 公表する内容から、患者や職員が特定、識別されないように十分配慮する。

6 病院事業庁の責務

(1) 医療事故（ただし、個人の故意または重大な過失による医療過誤を除く。）にかかる責任は、病院事業庁が負う。

(2) 病院事業庁は、医療事故防止のための業務改善に向けた組織的な取組を行うものとする。

7 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

別表

区分	レベル	傷害の 継続性	傷害の 程度	傷害の内容
ヒヤリ・ハット	レベル0	-		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	レベル1	なし		患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	レベル2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	レベル3a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
医療事故	レベル3b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
	レベル4a	永続的	軽度～ 中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	レベル4b	永続的	中等度～ 高度	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
	レベル5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）